

令和6年度

全体実施設計天竜川下流二期地区他
受益面積等整理業務

特 別 仕 様 書

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条	全体実施設計天竜川下流二期地区他 受益面積等整理業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目 的) 第1－2条	本業務は、過年度に作成した天竜川下流二期地区及び浜名湖北部二期地区の農地基盤図データ（GIS データ）の更新等により、現時点の受益面積及び土地所有状況、三条資格者等を整理することを目的とする。														
(場 所) 第1－3条	業務位置は、天竜川下流二期地区においては静岡県浜松市他2市1町、浜名湖北部二期地区においては静岡県浜松市で、別添施行位置図1及び2に示すとおりである。														
(一般事項) 第1－4条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法について監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう十分留意しなければならない。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 受注者は、常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。														
(管理技術者) 第1－5条	管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士及び農業農村地理情報システム技士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画 農業－農村地域計画</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学 農村地域・資源計画 農村地域計画</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)</td><td>農業土木</td><td></td></tr><tr><td>博 士</td><td>業務に該当する部門</td><td></td></tr></table> (2) 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は、監督職員に報告することとする。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画 農業－農村地域計画	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域・資源計画 農村地域計画	シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木		博 士	業務に該当する部門	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画 農業－農村地域計画													
	農業	農業土木 農業農村工学 農村地域・資源計画 農村地域計画													
シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木														
博 士	業務に該当する部門														

項 目	内 容
(担当技術者) 第 1－6 条	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。
(配置技術者の確認) 第 1－7 条	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。
(保険加入) 第 1－8 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2－1 条	本業務における作業条件は、以下のとおりとする。 (1) 天竜川下流二期地区概要 ・受益面積：約 7,500ha（令和 4 年度時点） ・筆 数：約 90,000 筆（令和 4 年度時点） ・関係土地改良区：浜松土地改良区、寺谷用水土地改良区、磐田用水東部土地改良区、磐田原土地改良区及び豊笠土地改良区 (2) 浜名湖北部二期地区概要 ・受益面積：約 2,700ha（令和 5 年度時点） ・筆 数：約 30,000 筆（令和 5 年度時点） ・関係土地改良区：浜名湖北部用水土地改良区 (3) 使用するソフトウェア ・データベース（SQLserver）を利用する。 ・SIS ActiveX Modeller ver6.2 ・ArcGIS 10.7 以上 (4) 本地区の受益面積の取りまとめの時期 本地区の受益面積については、天竜川下流二期地区は第 3－1 条の作業項目 1 の作業を行い、令和 6 年 10 月末を目途に概定し、中間報告するものとする。 浜名湖北部二期地区は第 3－1 条の作業項目 2 の作業を行い、令和 6 年 12 月末を目途に概定し、中間報告するものとする。

項 目	内 容																																
(貸与資料) 第2－2条	貸与資料は、下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr><tr><td>令和4年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区受益面積等整理その2業務報告書</td><td>一式</td></tr><tr><td>令和5年度 地域整備方向検討調査 浜名湖北部地区受益面積整理業務報告書</td><td>一式</td></tr><tr><td>天竜川下流二期地区 土地台帳データ（地番図データ含む）</td><td>一式</td></tr><tr><td>〃 土地マスターデータ（豊田畑かん区域）</td><td>一式</td></tr><tr><td>〃 農地台帳データ</td><td>一式</td></tr><tr><td>〃 賦課台帳データ</td><td>一式</td></tr><tr><td>〃 農地基盤図データ（GISデータ）※</td><td>一式</td></tr><tr><td>〃 受益除外予定地</td><td>一式</td></tr><tr><td>浜名湖北部二期地区 土地台帳データ（地番図データ含む）</td><td>一式</td></tr><tr><td>〃 土地マスターデータ（必要に応じて）※</td><td>一式</td></tr><tr><td>〃 農地台帳データ</td><td>一式</td></tr><tr><td>〃 賦課台帳データ</td><td>一式</td></tr><tr><td>〃 農地基盤図データ（GISデータ）※</td><td>一式</td></tr><tr><td>〃 受益ほ場図（GISデータ）※</td><td>一式</td></tr><tr><td>〃 除外要望農地に関する調査結果</td><td>一式</td></tr></table> ※GIS データは、SIS ActiveX Modeller ver6.2 及びArcGIS10.7 以上で利用可能な形式である。	貸与資料	数量	令和4年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区受益面積等整理その2業務報告書	一式	令和5年度 地域整備方向検討調査 浜名湖北部地区受益面積整理業務報告書	一式	天竜川下流二期地区 土地台帳データ（地番図データ含む）	一式	〃 土地マスターデータ（豊田畑かん区域）	一式	〃 農地台帳データ	一式	〃 賦課台帳データ	一式	〃 農地基盤図データ（GISデータ）※	一式	〃 受益除外予定地	一式	浜名湖北部二期地区 土地台帳データ（地番図データ含む）	一式	〃 土地マスターデータ（必要に応じて）※	一式	〃 農地台帳データ	一式	〃 賦課台帳データ	一式	〃 農地基盤図データ（GISデータ）※	一式	〃 受益ほ場図（GISデータ）※	一式	〃 除外要望農地に関する調査結果	一式
貸与資料	数量																																
令和4年度 国営土地改良事業地区調査 天竜川下流二期地区受益面積等整理その2業務報告書	一式																																
令和5年度 地域整備方向検討調査 浜名湖北部地区受益面積整理業務報告書	一式																																
天竜川下流二期地区 土地台帳データ（地番図データ含む）	一式																																
〃 土地マスターデータ（豊田畑かん区域）	一式																																
〃 農地台帳データ	一式																																
〃 賦課台帳データ	一式																																
〃 農地基盤図データ（GISデータ）※	一式																																
〃 受益除外予定地	一式																																
浜名湖北部二期地区 土地台帳データ（地番図データ含む）	一式																																
〃 土地マスターデータ（必要に応じて）※	一式																																
〃 農地台帳データ	一式																																
〃 賦課台帳データ	一式																																
〃 農地基盤図データ（GISデータ）※	一式																																
〃 受益ほ場図（GISデータ）※	一式																																
〃 除外要望農地に関する調査結果	一式																																
(貸与資料の取扱い) 第2－3条	第2－2条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 (3) 第2－2条に示す資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示するものとする。 (4) 貸与資料は、個人情報を有しているため、共通仕様書第1－35条に基づき、適切な管理を行うとともに、作成した個人情報が記録された資料等は業務完了後、復元不可能な形で「破棄」又は「消去」するものとする。																																

項 目

(関連業務)
第2-4条

内 容

本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。

番号	業務名	実施期間 (予定)
1	全体実施設計 天竜川下流二期地区事業計画補足検討業務	R6.4～R7.3
2	国営土地改良事業地区調査 浜名湖北部二期地区事業計画検討業務	R6.7～R7.3

第3章 作業内容
(作業項目及び数量)
第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。
なお、詳細は別紙1「作業項目内訳表」に示すものとする。

【作業項目表】

作業項目	数量
1. 天竜川下流二期地区 (1)属性データの年次修正及び農地転用の反映 (2)不突合筆の精査 (3)受益除外予定地の反映 (4)三条資格者の整理 (5)土地所有状況の集計 (6)既存システムへのインストール	約90,000筆程度一式 一式 約90,000筆程度 約90,000筆程度 一式
2. 浜名湖北部二期地区 (1)属性データの年次修正及び農地転用の反映 (2)不突合筆の精査 (3)受益編入農地の面積精査 (4)既存システムへのインストール	約30,000筆程度一式 一式 約1,800筆程度 一式
3. 点検取りまとめ	一式

項 目	内 容
第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条	共通仕様書第1－10条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 第1回 初 回 (作業着手前の段階：対面形式) 第2回 中 間 (天竜川下流二期地区の受益面積の概定及び浜名湖北部二期地区の受益面積の暫定整理が概ね了した段階：対面形式) 第3回 中 間 (浜名湖北部二期地区の受益面積の概定が概ね了した段階：Web 形式) 第4回 最終回 (成果とりまとめ段階：対面形式) なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。
第5章 成果物 (成果物) 第5－1条	(1) 成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくはDVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくはDVD-R) により別途1部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 1部 なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 3. GISに関するデータ (CD-R 若しくはDVD-R) 正副2部 (2) GISに関するデータ (電子データ) は、発注者が所有するGISソフトウェア (SIS ActiveX Modeller ver6.2で開発された受益管理GISシステム及びArcGIS10.7以上) を用いて利用可能なものでなければならない。
(成果物の提出先) 第5－2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂2280-1 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所
第6章 契約変更 (契約変更) 第6－1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2－1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

項 目	内 容
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7－1条	(3) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間に変更が生じた場合 (6) 関係機関等対外的協議により変更が生じた場合 (7) その他重要な変更が生じた場合 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

全体実施設計天竜川下流二期地区他 受益面積等整理業務

別紙1 「作業項目内訳表」

作業項目	内容	作業数量	備考
1. 天竜川下流二期地区			
(1) 属性データの年次修正及び農地転用の反映	最新の土地台帳データ、農地台帳データ及び関係土地改良区賦課台帳データ、土地マスターデータ（豊田畑かん区域）を基に、発注者が提示する農地基盤図データ（GIS データ）との突合作業を行い、一筆毎に土地の所在、地目、地積、所有者、耕作者、組合員、耕作者住所等の属性データの年次修正を行う。 また、農地基盤図データに R4.4 以降の農地転用を反映させる。	1 式	約 90,000 筆程度
(2) 不突合筆の精査	各種台帳等との上記(1)の突合作業で不突合となった筆データについて、不突合筆リストを作成する。 受注者は、不突合筆リストを基に、分合筆等の経年変化による不一致を修正する。 発注者は、不突合筆データの受益判定を整理し、その整理結果を農地基盤図データに反映させる。	1 式	
(3) 受益除外予定地の反映	発注者が提示する受益除外予定地（大規模転用等）を農地基盤図データに反映させる。 また、作業項目(1)～(3)の結果を基に、各種受益面積の集計を行うとともに shp ファイルを作成する。	1 式	
(4) 三条資格者の整理	農地基盤図データを基に、各農地筆における土地所有者及び耕作者より三条資格者を特定し、三条資格者の情報（氏名、住所、権利関係）についてデータの修正を行う。	1 式	約 90,000 筆程度
(5) 土地所有状況の集計	作業項目(4)の作業を行った農地基盤図データを基に、所有別（個人有、共有、法人有）及び権利関係別（所有権、賃貸借権、使用貸借権）の受益面積、受益者数、筆数について集計を行う。	1 式	約 90,000 筆程度
(6) 既存システムへのインストール	作業項目(1)～(5)で整理された農地基盤図データについて、現在運用している「受益管理システム」へ登録を行うとともに業務成果のとりまとめを行うものとする。 データ登録に伴い、表示設定等の調整を行い、監督職員立会いのもと動作・表示確認等のシステムテストを行うものとする。 テストの結果、データに不具合が生じた場合は、請負者の責任において即座に補修対応を行うものとする。	1 式	

作業項目	内容	作業数量	備考
2. 浜名湖北部二期地区			
(1) 属性データの年次修正及び農地転用の反映	最新の土地台帳データ（地番図データ含む）及び農地台帳データ、土地マスターデータ（必要に応じて）と、発注者が提示する農地基盤図データ（GIS データ）の突合作業を行い、一筆毎に土地の所在、地目、地積、所有者、耕作者、農振区分、組合員、耕作者住所等の属性データの年次修正を行う。 また、農地基盤図データに R5.4 以降の農地転用を反映させる。	1 式	約 30,000 筆程度
(2) 不突合筆の精査	各種台帳との上記(1)の突合作業で不突合となった筆データについて、不突合筆リストを作成する。 受注者は、不突合筆リストを基に、分合筆等の経年変化による不一致を修正する。 発注者は、不突合筆データの受益判定を整理し、その整理結果を農地基盤図データに反映させる。	1 式	
(3) 受益編入農地の面積精査	過年度業務で農地基盤図データに追加した農地について、三ケ日工区等の受益ほ場図（GIS データ）を基に、一筆の中で耕作されている面積のみを整理する。 また、作業項目(1)～(3)の結果を基に、各種受益面積の集計を行うとともに shp ファイルを作成する。	1 式	約 1,800 筆程度
(4) 既存システムへのインストール	作業項目(1)～(3)で整理された農地基盤図データについて、現在運用している「受益管理システム」へ登録を行うとともに業務成果のとりまとめを行うものとする。 データ登録に伴い、表示設定等の調整を行い、監督職員立会いのもと動作・表示確認等のシステムテストを行うものとする。 テストの結果、データに不具合が生じた場合は、請負者の責任において即座に補修対応を行うものとする。	1 式	
3. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	